

令和8年度蕨市コミュニティバスぷらっとわらび車内掲示有料広告事業 募集要項

1 趣旨

この募集要項は、地域経済の活性化を図るとともに市の新たな財源確保を目的に、蕨市コミュニティバス ぷらっと わらび車内の掲示物の一部を広告媒体として民間事業者の広告を有料で掲載することについて、必要な事項を定めるものです。

2 広告の規格等及び募集事業者数

(1) 広告の規格等

サイズ : B3 (有効寸法 縦290mm×横490mm)

掲載物 : 事業者持ち込み

部数 : 4台分 (代車は除く)

掲載枠 : 2枠 (1社1枠ずつ)

(2) 募集事業者数 2社

3 掲載の位置

コミュニティバス ぷらっと わらび車内 運転席裏の進行方向正面広告掲載場所

4 掲載期間

令和8年10月1日～令和9年9月30日

ただし、運行の無い年末年始を除く。

なお、整備及び修理の関係で代車運行を行う場合、その車両への掲載はないものとする。

5 広告掲載料

1枠につき年額 48,800円 (消費税込)

6 広告掲載の範囲

掲載することができる広告は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第4条の規定に基づき、市民生活に関連するものであって、次のいずれにも該当しない広告又は事業者の広告となります。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品格を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等の規定に違反するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条の風俗営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの

(6) その他蕨市が広告掲載することが適当でないと思えたもの

- ① 貸金業法（昭和58年法律第32号）により登録を受けた事業者
- ② 商品先物取引に関する広告及び事業者
- ③ 賭博（ギャンブル）に関連する広告及び事業者
- ④ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設及び事業者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第25号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- ⑥ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑦ 税金の滞納事業者
- ⑧ 法令等の違反事業者
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の統計の下にある団体と認められる事業者

7 広告掲載を希望する事業者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集

(1) 募集期間

令和8年8月3日（月）午前9時から8月21日（金）午後4時まで

(2) 申込書の提出

広告掲載希望者は「蕨市広告掲載申込書（様式第1号）」1部に、下の（3）に示す書類を添付し、持参又は郵送により、蕨市市民生活部安全安心課に提出してください。

郵送で提出する場合も、8月21日（金）午後4時必着といたします。

(3) 申込書の添付書類

- ① 広告原稿（紙媒体、電子媒体のいずれも可）
- ② 会社案内等（パンフレットやインターネットHPの会社概要（印刷したもの）でも可）
- ③ 法人市民税納税証明書（蕨市以外から課税されている事業者に限る）

8 広告主の選定方法等

(1) 広告主選定における優先順位は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要領第5条第2項の規定に基づき、次の順序によるものとする。

- ① 市民の日常生活に関連する公共的性格のある事業者で、市内に事業所を有するもの
- ② 前号に定めるもの以外の事業者で市内に事業所を有するもの
- ③ 市内に事業所を有しない事業者

(2) 広告掲載希望者の数が募集の数（2社）を超えた場合、上の（1）により広告主を選定します。ただし、同条件の広告掲載希望者があったときは、抽選により選定するものとします。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、広告掲載希望者すべてに「蕨市広告掲載決定通知書(様式第2号)」を郵送して通知します。電話やEメールでのお問い合わせはご遠慮ください。

(4) 協定書の締結

選定された事業者(広告主)は、蕨市市民生活部安全安心課担当者と協議し、速やかに「蕨市コミュニティバス ふらっと わらび車内掲示有料広告事業に関する協定書」の締結に係る手続きを行ってください。

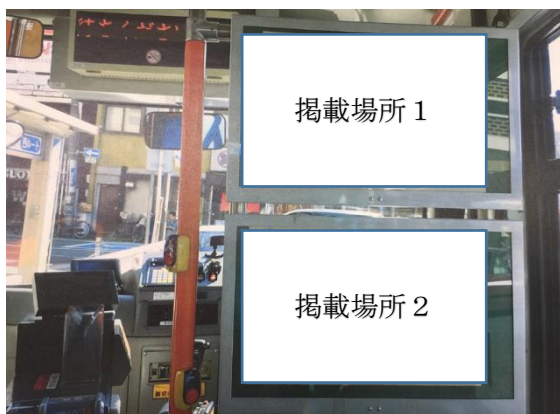
9 広告掲載料の納付

広告掲載料は、蕨市が発行する納入通知書により蕨市が指定する期日までに一括で納付してください。

※車両の設備更新等により、広告が掲載できない期間が生じた場合、広告掲載料は月割りで返金させていただきます。

10 広告掲載場所について

広告掲載場所は、下写真のとおりで上下については、蕨市が決定します。



11 申込書等の提出先・質問等の受付先

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5-14-15

蕨市役所3階

蕨市市民生活部安全安心課自治安全係

TEL 048-430-7834 (直通)